

産業廃棄物処理計画(変更計画)書

(宛先)
さいたま市長

2023年6月30日

提出者
住所 埼玉県さいたま市北区宮原町2-125-6
氏名 ケイミュールホームテック(株) 埼玉営業所
所長 菅野 進
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 048-667-2071

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第12条の2第1項の規定により、令和5年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成・変更したので、提出します。

事業所の名称	ケイミュールホームテック株式会社 埼玉営業所
事業所の所在地	埼玉県さいたま市北区宮原町2-125-6
計画期間	令和5年 4月 1日～ 令和6年 3月31日まで
変更の概要	-
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	建設工事請負実績 完成工事高 : 110,000万円
③ 従業員数	15
④ 産業廃棄物の一連の処理工程	別紙1のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制組織図)

廃棄物処理管理方針は別紙2の(1)廃棄物処理管理方針に記載のとおり、
管理体制組織図は別紙3のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度(2022年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	排出量	別紙2のとおり
	(これまでに実施した取組) 別紙2のとおり	
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	排出量	別紙2のとおり
	(今後実施する予定の取組) 別紙2のとおり	

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙2のとおり
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙2のとおり

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2022年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組）		
	-	-	
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組）		
	-	-	
	-	-	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2022年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組）		
	-	-	
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組）		
	-	-	
	-	-	

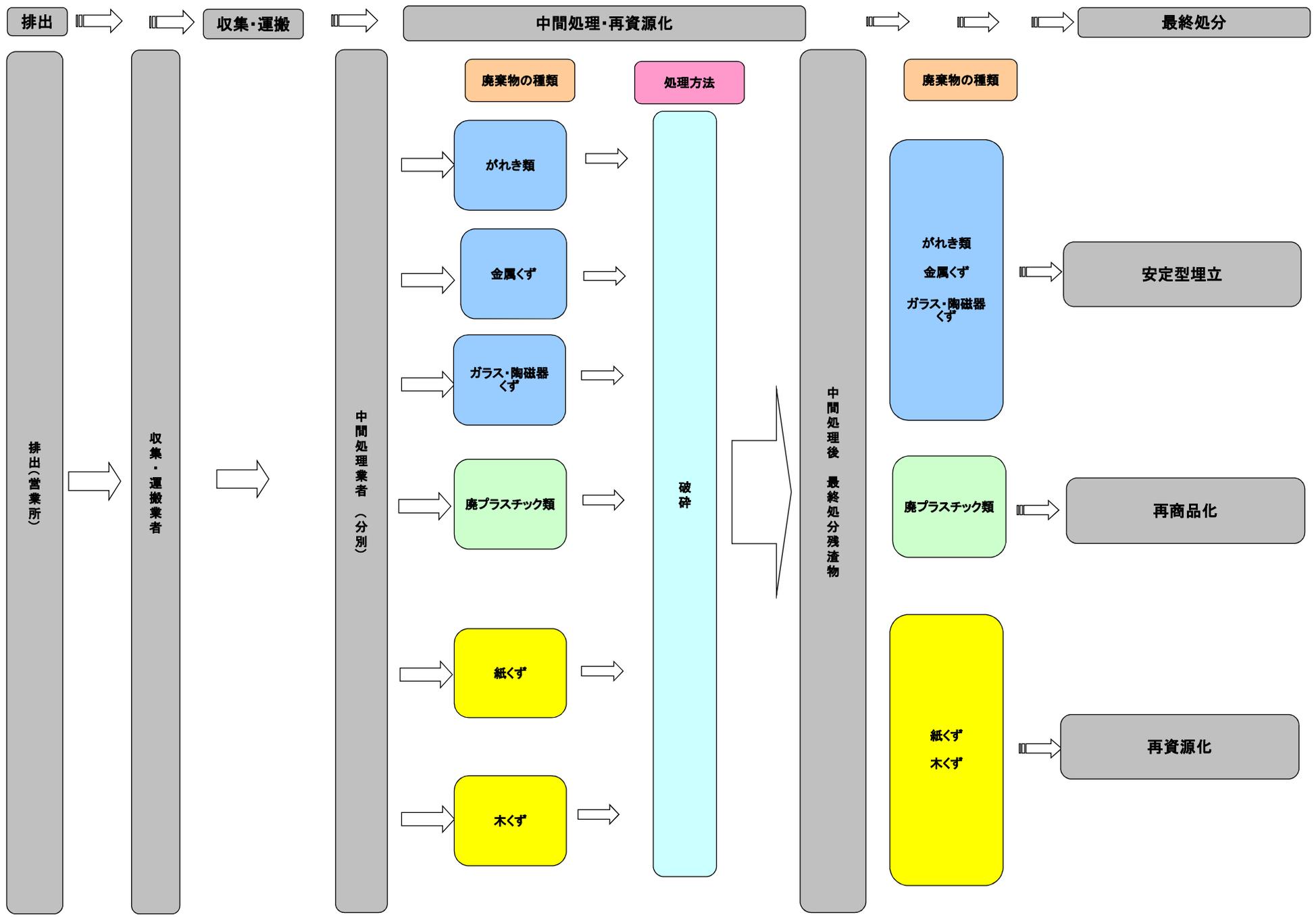
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 2022年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2022年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全処理委託量	別紙2のとおり	
	優良認定処理業者への処理委託量	-	t
	再生利用業者への処理委託量	-	t
	認定熱回収業者への処理委託量	-	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	-	t
(これまでに実施した取組)			
別紙2のとおり			

② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	全処理委託量	別紙2のとおり
	優良認定処理業者への処理委託量	- t
	再生利用業者への処理委託量	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t
(今後実施する予定の取組)		
別紙2のとおり		
※事務処理欄		

備考

- 1 事業所において常時使用される従業員数が300人以上の製造業者、事業所において常時使用される従業員数が100人以上若しくは資本金(あるいは出資金)の額が5,000万円以上の建設業者、一日当たりの施設能力が30万㎡以上の洗浄管理者等又は一日当たりの施設能力が3万㎡以上の下水道終末処理場管理者等が事業所ごとに、日本工業規格A4により作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「変更の概要」の欄は、処理計画の内容を変更する場合に記入することとし、その記入に当たっては、変更した部分について、変更前及び変更後の概要を対照させること。
- 4 「当該事業所において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額(前年度実績)、建設業における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関における病床数(前年度末時点)等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生じる産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 5 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、再生利用業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者)への処理委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記載することができないときには、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「-」を記入すること。
- 8 ※事務処理欄には記入しないこと。



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 廃棄物処理管理方針

廃棄物処理

① 法令遵守等

産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他規則を遵守する。

② 排出事業者の処理責任

産業廃棄物を処理業者に委託する場合には、収集運搬から処分に至るまで確認して的確に管理する。

③ 廃棄物処理の取組

廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施し、また、関連会社にも必要な指導を行う。

- ア. 発生抑制 ・廃棄物の抑制を考慮した積算を行い、材料のロスを最小限に抑える。
- イ. 分別 ・事業場内で可能な限り分別をする。
- ウ. 再生利用 ・事業場内での材料の有効活用を徹底する。
・廃棄物の分別をし、再生利用を推進する。
- エ. その他 ・処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。
・特別管理産業廃棄物の適正処理を確保する。

④ 教育方針等

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法を整理し、従業員等に(1)に記載の当社の廃棄物管理方針についての教育・研修を行う。

産業廃棄物の排出の抑制と分別に関する事項

(1) 前年度の処理計画(実績と目標)と今年度の処理計画(実績と目標)

廃棄物の種類	前々年度実績	計画時	① 現状	② 計画	処理方法
	2021年度実績	2022年度(目標)	2022年度(実績)	2023年度(目標)	
廃プラスチック類	17.2	17.0	16.5	16.0	破砕
紙くず	0.0	0.1	0.3	0.3	破砕
木くず	4.1	4.0	2.2	2.1	破砕
金属くず	19.2	16.0	23.2	16.0	破砕
ガラス・コンクリート及び陶磁器くず	145.5	145.0	119.5	120.0	破砕
がれき類	0.0	0.0	0.0	0.0	破砕
建設混合廃棄物	0.0	0.0	0.0	0.0	破砕
石綿含有産業廃棄物	0.0	0.0	0.0	0.0	破砕
排出量(全処理委託量)	186.0	182.1	161.6	154.4	

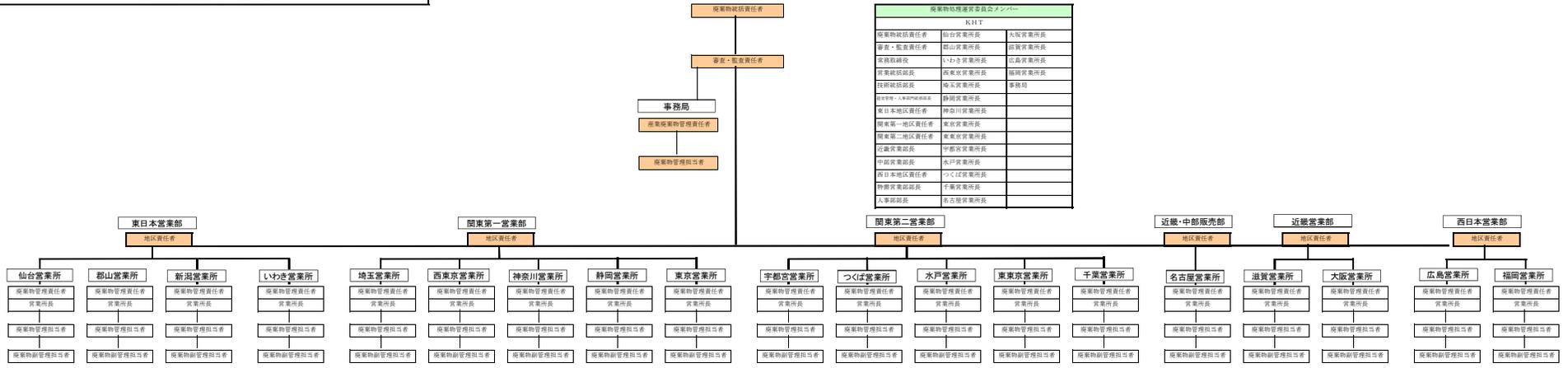
(2) これまで実施した排出抑制・分別に関する取組と今後実施する排出抑制・分別に関する取組

項目	① 現 状	② 計 画
減 量 化 へ の 取 組	これまで実施した排出抑制・分別に関する取組 産業廃棄物の排出量の減量化の可能性を検討し、最終処分量の削減・再生利用の拡大等を図る。なお、減量化について次に掲げる項目を実施する。	今後実施する排出抑制・分別に関する取組 従来の減量化の可能性に加え、更に検討を行い、最終処分量の削減、再生利用の拡大等を図る。また、メーカーへ広域認定制度の利用について提案する。なお、減量化について次に掲げる項目を実施する。
	産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 ○メーカーのリサイクルシステムの活用。 ○施行管理者による材料の有効活用を徹底。 ○再生利用ルートの確保。 ○資源化等を推進している業者と委託契約を締結する。	産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 発生抑制 ○メーカーのリサイクルシステムの活用。 ○施行管理者による材料の有効活用を徹底。 ○再生利用ルートの確保。 ○資源化等を推進している業者と委託契約を推進する。
	産業廃棄物の分別に関する事項 ○再生利用を可能にするための可能な限りの分別。 ・リサイクル可能物(ダンボール、ガラス陶磁器くず) ・売却可能物(金属くず) ・再利用可能物(有価物)	産業廃棄物の分別に関する事項 ○再生利用を可能にするための可能な限りの分別。 ・リサイクル可能物(ダンボール、ガラス陶磁器くず) ・売却可能物(金属くず) ・再利用可能物(有価物)

現在委託契約をしている処理業者と国や地方自治体の優良認定を受けた処理業者との比較。
廃棄物の抑制は、有効材などの活用により可能な限り行っているが、事業場内のスペース等の問題により限界がある。

廃棄物の発生抑制のため、排出量の削減の視線に立って使用する材料の有効活用及び工事方法を採用し、メーカーのリサイクルなども積極的に活用していく。また、再生利用を図るため、作業場内での分別を今後も推進し、廃棄物が混合しないよう努める。また、資材の再生利用を図るため、資材を再生利用している業者との委託契約を推進する。

産業廃棄物処理管理組織図



各役職の主な役割

産業廃棄物統括責任者	産業に関する全体の統括
審査・監査責任者	社内の審査・監査
地区責任者	各地区の統括
産業廃棄物責任者	右に記載のとおり
産業廃棄物担当	
産業廃棄物副担当	
産業廃棄物運営委員会	問題発生に対し検討等を行う
事務局	右に記載のフォロー確認及び指導等を行う

各地区営業所産業廃棄物管理責任者・産業廃棄物担当（副担当）の役割

項目	各地区の営業所		
	産業廃棄物管理責任者	産業廃棄物担当（副担当）	本社
① 発生する産業廃棄物の把握と3R推進（予定と処理計画）	産業廃棄物発生量の把握	産業廃棄物発生量の調査	産業廃棄物発生量の把握のフォロー及び確認
② 産業廃棄物委託契約書の運用管理（契約処理フロー、法改正メンテ、許可書最新版管理）	契約の締結、管理	契約の締結管理	契約の締結管理のフォロー
③ マニフェスト管理の推進（交付、回収照合、措置、保存、行政への年度報告等）	マニフェスト管理	マニフェストの交付、回収、照合、保存、報告	マニフェスト管理のフォロー
④ 担当部門の産業廃棄物保管所の設置と管理	保管場所の設置、管理	保管場所の管理	保管場所の適正管理のフォロー
⑤ 委託業者の定期的視察の推進、記録の保管	定期的視察による業者管理	定期的視察実施及び記録保管のフォロー	定期的視察実施及び記録保管のフォロー
⑥ 新規業者の評価、選定と事前協定の締結	業者の評価選定と事前協定の締結	業者の評価選定と事前協定の締結のフォロー	業者の評価選定と事前協定の締結のフォロー
⑦ 行政立ち入り調査、監査等への対応	行政調査等への対応	行政調査等への対応及びフォロー	行政調査等への対応及びフォロー
⑧ 多量排出事業者の場合・・・行政への年次報告、削減計画作成と推進管理	年度削減計画策定	年度削減計画の作成、年度報告の作成	年度削減計画策定のフォロー
⑨ トラブルへの対応	トラブルへの対応	トラブルへの対応	トラブルへの対応及びフォロー

多量排出事業者

多量排出事業者の義務
 ①産業廃棄物処理計画を当該年度の6月30日迄に指定様式により都道府県知事等に報告する
 ●事業の概要を記載すること
 ●次の事項を定めること
 イ.計画期間
 ロ.産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
 ハ.産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
 ニ.産業廃棄物の分別に関する事項
 ホ.産業廃棄物の再生利用に関する事項
 ヘ.産業廃棄物の処理に関する事項
 ②実施報告書を翌年度の6月30日迄に指定様式により都道府県知事等に報告する